

●公益財団法人高速道路調査会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

平成 24年 4月 1日
高速道路調査会規則第 1号

改正 平成26年6月13日高速道路調査会規則第1号（イ）

改正 平成30年3月27日高速道路調査会規則第1号（ロ）（ハ）

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）の定款第19条第3項及び第38条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第32条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費及び雑費（日当）（以下「旅費等」という。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

（常勤役員報酬等の支給）

第3条 当法人は、常勤役員の職務執行の対価として、定例報酬を支給する。

2 役員には、賞与を支給しない。

3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

（常勤役員報酬額の決定）

第4条 当法人の常勤役員の定例報酬月額は、別表第1に定める金額を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。（ロ）

（常勤役員報酬等の支給日及び支給方法）

第5条 常勤役員の定例報酬は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）に支払うものとする。（ハ）

2 報酬等は通貨をもって直接本人に支払う。ただし、あらかじめ本人から依頼があった場合には、本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除する金額及び本人から申出のあった積立金等を控除して支給する。

（退職慰労金）

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金の額は、別表第2「常勤役員の退職慰労金算出要領」により算出される額とし、功績評価率については、理事長が理事会の承認を得て決定する。

（評議員、非常勤役員及び監事に対する報酬）

第7条 当法人は、評議員、非常勤役員に対し、評議員会又は理事会出席の都度、別表第3「評議員会及び理事会出席に対する報酬」のとおり、報酬を支払うことができる。

2 非常勤の監事が行う監査及びこれに準ずる業務に対し、別表第4「監査に対する報酬」のとおり、報酬を支払うことができる。

（費用）

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、第3条に規定する報酬とは別に、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給する。

3 前項に定める費用は、それぞれの公共交通機関の発行する通勤定期等の種別を勘案のうえ、決定する。

（公表）

第9条 当法人は、この規則をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

（改正）

第10条 この規則の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公益法人の設立登記の日から施行する。(平成23年8月8日評議員会議決)
- 2 財団法人高速道路調査会役員報酬規程(平成21年4月1日規程第12号)は廃止する。
- 3 財団法人高速道路調査会費用弁償規程(平成21年4月1日規程第15号)は廃止する。
- 4 財団法人高速道路調査会役員退職手当支給規程(平成16年6月1日規程第12号)は廃止する。

附 則(イ)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(ロ)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(ハ)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1「常勤役員の報酬月額限度額」(イ)

理事長 1,250,000円

副理事長 1,250,000円

常務理事 1,062,500円

ただし、年齢満66歳までの場合は、最大2割を限度に割増することができる。

別表第2「常勤役員の退職慰労金算出要領」

算出数式 (報酬月額) × 0.65 × (在職月数) ÷ 12 × (功績評価率) ※

※ 功績評価率については、在勤中の功績等に応じ、0.0から1.2の範囲内(標準は1.0とする。)で、理事長が理事会の承認を得て、決定することができる。

別表第3「評議員会及び理事会出席に対する報酬」(イ)

会議出席の都度支払う金額は以下のとおりとする。

出席一日につき、10,000円(消費税等を含み源泉所得税等別。)

議事録署名人に対しては、以下の金額を加算する。

署名一回につき、10,000円(消費税等を含み源泉所得税等別。)

別表第4「監査に対する報酬」(イ)

監査及びこれに準ずる業務一日につき、10,000円(消費税等を含み源泉所得税等別。)